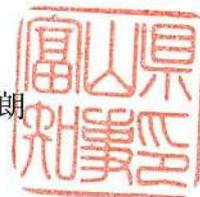


自 第 798 号
令和 8 年 3 月 26 日

富山県環境審議会
会長 齋藤 滋 殿

富山県知事 新田 八朗



第 14 次鳥獣保護管理事業計画及び第 2 種特定鳥獣管理計画の策定について（諮問）

このことについて、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 4 条第 4 項及び同法第 7 条の 2 第 3 項において準用する同法第 4 条第 4 項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

第 14 次鳥獣保護管理事業計画の策定について

自然保護課

1 趣 旨

県では、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下、法という。)第 4 条第 1 項の規定に基づき、鳥獣保護管理事業計画を策定している。この計画は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、生物多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に資することを目的として、5 年ごとに策定している。

現行の第 13 次鳥獣保護管理事業計画の計画期間が、令和 8 年度末に終期を迎えることから、新たな計画(第 14 次鳥獣保護管理事業計画)を策定する必要があり、当審議会に諮問するものである。

[根拠法令：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律]

第 4 条第 1 項

都道府県知事は、基本指針に即して、当該都道府県知事が行う鳥獣保護管理事業の実施に関する計画(以下「鳥獣保護管理事業計画」という。)を定めるものとする。

第 4 条第 4 項

都道府県知事は、鳥獣保護管理事業計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)第 51 条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関(以下「合議制機関」という。)の意見を聴かなければならない。

2 現行計画(第 13 次鳥獣保護管理事業計画:R4~R8)の概要

- I 鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項
 - ・鳥獣の区分と保護及び管理の考え方、役割分担等を記載
- II 第 1 計画期間
- 第 2 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項
 - ・鳥獣の保護増殖を図るため、鳥獣保護区等を指定
- 第 3 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項
- 第 4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項
 - ・学術研究や数の調整などの許可基準、麻酔銃猟の留意事項等を設定
- 第 5 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区等に関する事項
 - ・銃猟に伴う危険を予防するため特定猟具使用禁止区域等を指定
- 第 6 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する事項
 - ・生息数が著しく減少、生息地の範囲が縮小している鳥獣に対する計画第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項
 - ・生息数が著しく増加し、生息地の範囲が拡大している鳥獣に対する計画
 - ・ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、カワウ、カモシカの計画を定めている。
- 第 7 鳥獣の生息状況の調査に関する事項
- 第 8 鳥獣保護管理事業の実施体制の整備に関する事項
- 第 9 その他鳥獣保護管理事業の実施のため必要な事項
 - ・傷病鳥獣救護の基本的な対応

3 国の基本指針の改定について

鳥獣保護管理事業計画は、法第4条第1項の規定に基づき、環境大臣が定める「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」(基本指針)に即して策定する必要がある。

基本指針の見直しについては、令和8年2月20日に開催された国の中央環境審議会・自然環境部会において環境大臣から諮問され、令和8年9月頃に告示される見込みである。

見直しについては、同審議会・同部会・鳥獣の保護及び管理のあり方検討小委員会において、点検項目とその対応方針について整理される予定である(令和8年4月、5月、7月開催予定)。

(1) 改定の趣旨

- ・基本指針は5年ごとに見直しをすることとされているが、現基本指針の計画期間が令和8年度末となっていること。
- ・点検にあたっては、鳥獣の保護及び管理の状況の変化並びに社会的変化を踏まえた課題と対応方針を整理する必要があること。

(2) 主な点検項目ごとの検討状況

- ・別紙1参照

4 本県独自の主な検討課題について

- ・キジの放鳥事業の廃止

放鳥数と捕獲数の関連性が認められないこと、生物多様性の観点から廃止を検討。

5 今後のスケジュール(予定)

令和8年3月26日	環境審議会【諮問】
5月下旬	野生鳥獣保護管理検討委員会 第1回
6月下旬	環境審議会野生生物専門部会 第1回
7月中旬	市町村・関係課への要望照会
8月下旬	野生鳥獣保護管理検討委員会 第2回
9月下旬	環境審議会野生生物専門部会 第2回
10月下旬	野生鳥獣保護管理検討委員会 第3回
12月下旬	環境審議会野生生物専門部会 第3回
12月～ 令和9年2月	中部森林管理局法定協議、利害関係人等への意見聴取、パブリックコメント
3月下旬	環境審議会【答申】、公示

国における「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」の見直し検討状況

点検項目（案）	見直し検討状況			（参考）
	現状	課題	対応方針（案）	富山県の現状
危険鳥獣の管理に関する事項 （新規追加）	<ul style="list-style-type: none"> ・クマ等が人の日常生活圏に出没した際、地域住民等の安全確保の下で銃猟を可能とする緊急銃猟制度が創設された（令和7年9月1日施行）。 ・基本指針及び事業計画に危険鳥獣の管理に関する考え方が設けられた（令和9年4月1日施行予定）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急銃猟に安易に頼ることはせず、危険鳥獣が人の日常生活圏へ侵入しないよう平時からの長期的・計画的な管理の枠組みが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本指針に危険鳥獣の管理に関する考え方を追記し、都道府県が事業計画に「危険鳥獣の人の日常生活圏への侵入の防止に関する事項」を記載することを可能とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規追加の必要あり。
指定管理鳥獣の半減目標に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度の野生鳥獣による農作物被害額は164億円で、約7割がシカ・イノシシによる被害。 ・令和4年度時点の推定個体数は、ニホンジカは約246万頭、イノシシは約78万頭。 ・令和5年度の捕獲頭数は124万頭。 ・令和6年度の捕獲目標数は140万頭。 	<ul style="list-style-type: none"> ・シカ・イノシシの個体数半減目標に対し、シカの捕獲頭数は横ばいで、イノシシも地域により増減が異なる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本指針において、シカ・イノシシの最新の生息状況や被害、捕獲状況を示し、抜本的な鳥獣管理対策強化の方向性を明記する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・推定個体数は、シカ約1,200頭（R2）→約3,700頭（R5）、イノシシ約18,000頭（R1）→約10,000頭（R3）。 ・令和6年度の捕獲数は、シカ647頭（過去最多）、イノシシ5,749頭。
鳥類における鉛中毒防止に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道全域や各地の指定猟法禁止区域により規制を進めつつ、専門家による検討会等により鳥類の鉛汚染状況の把握に努めている。 ・令和7年度より、モデル地域での鉛製銃弾規制を試行中。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定猟法禁止区域は10年以上ほぼ増加せず、鳥類の鉛汚染は継続している。 ・全国的な規制に向けた検討が必要である一方、非鉛弾は高価かつ輸入依存度が高いため、急な切り換えは難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・有害捕獲・管理捕獲への影響と非鉛弾への切替期間等を踏まえ、全国的な鉛製銃弾規制の考え方の明確化を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・鉛散弾の使用禁止区域を1ヶ所指定済み（神通川下流）。
錯誤捕獲の防止、猟法・猟具の基準等の適性化	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理鳥獣の管理強化に伴い、わな使用によるクマ類等の錯誤捕獲が全国で発生する一方、報告・情報収集の仕組みは整備途上である。 ・無許可でのとらばさみ使用による不適切な捕獲も指摘されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・錯誤捕獲の報告の仕組み等がなく、形状の多様化したくくりわなの基準や、とらばさみの許可・使用実態の把握が不十分で、安全確保と非対象個体保護の面で課題がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・錯誤捕獲の実態調査と情報収集方法の検討、わなの形状・捕獲効率等の情報収集を進め、その結果を踏まえて基本指針や通知の見直しを行い、錯誤捕獲防止と猟具基準の適正化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・はこわなには脱出口を設けることを管理計画に記載。 ・くくりわなについては錯誤捕獲対応のマニュアルを整備。 ・現状、とらばさみの許可は出ていない。
狩猟鳥獣の選定の考え方の見直しの必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・狩猟鳥獣は46種指定され、その中にノネコ・ノイヌが含まれるが、現場ではノネコとノラネコ、イエネコとの区別が難しく、狩猟対象としての捕獲数やニーズも極めて少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ノネコ・ノイヌは他の鳥獣の保護や外来鳥獣管理の観点で指定されてきたが、実効性や現場運用に疑義がある一方、狩猟鳥獣からの解除要件が基本指針上明確でない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ノイヌ・ノネコ等の飼養動物との識別が困難な種について、狩猟鳥獣に選定する際の考え方を基本指針に明記し、解除も含めた見直しの判断基準を整理することを検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・直近10年間のノイヌ・ノネコの狩猟での捕獲数は0。
中長期的な鳥獣保護管理の担い手の確保の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・公的な捕獲の担い手やコーディネーター等の必要性は従来から指摘され、担い手確保に向けた取組みも進む一方、地域で継続的に雇用・活用する受け皿や自治体の財源が十分でない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・交付金頼みではない自走可能な財源・組織づくりの議論が乏しく、認定鳥獣捕獲等事業者制度も当初想定ほど活用されておらず、財政面も含めた制度改善が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公的な捕獲の担い手等を中長期的に確保するための受け皿、体制、財源確保の考え方を基本指針改正により明確化することを検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・認定鳥獣捕獲等事業者数：1社
野生鳥獣に由来する感染症対策としての野生鳥獣の保護管理について必要な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・高病原性鳥インフルエンザに対しては、マニュアルに基づく調査体制の整備や住民への情報提供等を、豚熱等に対しては、野生イノシシの感染確認検査を実施。 ・その他の感染症については、感染状況の早期発見・監視に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・野生哺乳類の鳥インフルエンザ対応の考え方が未整理で現場に混乱が生じているほか、鳥獣病原体保有状況調査の制度的位置づけが不明確で、既存サーベイランスとの運用が分かりにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高病原性鳥インフルエンザの野生哺乳類への対応内容を基本指針に追記するとともに、その他感染症のリスク評価と鳥獣病原体保有状況調査の内容を追記し、その他の感染症対応の位置づけを明確化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥インフルエンザと豚熱に対応中。 ・鳥インフルエンザの野生哺乳類への感染は未確認。

第2種特定鳥獣管理計画の策定について

自然保護課

1 趣旨

県では、法第7条の2第1項に規定する第2種特定鳥獣管理計画(生息数が著しく増加し、又は生息地の範囲が拡大している鳥獣を対象)として、ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、カモシカ、カワウの6種の管理計画を策定し、科学的なデータに基づいた計画的な管理の実施により被害の軽減を図っている。

今回、これらの計画のうち、ニホンザル、イノシシを除く4種については、令和8年度末に終期を迎えることから、新たな計画を策定する必要があるため、当審議会に諮問するものである。

[根拠法令：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律]

第4条第1項

都道府県知事は、基本指針に即して、当該都道府県知事が行う鳥獣保護管理事業の実施に関する計画(以下「鳥獣保護管理事業計画」という。)を定めるものとする。

第4条第4項

都道府県知事は、鳥獣保護管理事業計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第51条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関(以下「合議制機関」という。)の意見を聴かなければならない。

第7条の2第1項

都道府県知事は、当該都道府県の区域内において、その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣(希少鳥獣を除く。)がある場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して当該鳥獣の管理を図るため特に必要があると認めるときは、当該鳥獣(以下「第2種特定鳥獣」という。)の管理に関する計画(以下「第2種特定鳥獣管理計画」という。)を定めることができる。

第7条の2第3項

第4条第4項及び第5項並びに前条第3項から第7項までの規定は、第2種特定鳥獣管理計画について準用する。この場合において、同条第3項中「前項各号」とあるのは「次条第2項各号」と、「第1種特定鳥獣の保護」とあるのは「第2種特定鳥獣の管理」と、同条第6項中「第2項第3号」とあるのは「次条第2項第3号」と読み替えるものとする。

2 現行管理計画の概要等

(1) 計画の期間

対象鳥獣	計画年度	計画の期間
ニホンザル	第5期	令和4年4月1日から令和10年3月31日まで (令和5年3月に一部変更済み)
<u>ツキノワグマ</u>	第4期	令和4年4月1日から <u>令和9年3月31日まで</u> (令和6年9月に一部変更済み)
イノシシ	第4期	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
<u>ニホンジカ</u>	第3期	令和4年4月1日から <u>令和9年3月31日まで</u>
<u>カワウ</u>	第2期	令和4年4月1日から <u>令和9年3月31日まで</u>
<u>カモシカ</u>	第2期	令和4年4月1日から <u>令和9年3月31日まで</u>

(2) 計画概要

別紙2 「1 現行の第2種特定鳥獣管理計画の概要」参照

(3) 次期計画策定にあたっての主な検討点

別紙2 「2 次期計画策定にあたっての主な検討点」参照

3 今後のスケジュール(予定)

第14次鳥獣保護管理事業計画の策定と同時に進める。

1 現行の第2種特定鳥獣管理計画の概要

区分	ツキノワグマ	ニホンジカ	カワウ	カモシカ	(参考)ニホンザル	(参考)イノシシ
国ガイドライン改定時期	R8.3(予定)	R8.3(予定)	H25.10	H22.10	R6.5	R3.3
計画区域	県内全域	県内全域	県内全域	県内全域	県東部8市町	県内全域
管理の目標	・地域個体群を安定的に維持するとともに、人身被害の防止並びに農林業被害の軽減を図り、もって「人とツキノワグマの緊張状態のある関係」を構築する。	・農林業被害の防止 ・分布域拡大による被害拡大の防止 ・高山帯への侵入防止	・漁業被害等が問題化しない状況へ個体数を誘導	・個体群を安定的に維持するとともに、農林業及び生活環境被害の軽減を図る。	・生息範囲を拡大させず安定的に維持 ・農作物被害等を軽減できる適正な生息数を目指す	・CSF感染拡大と農作物被害が社会的問題とならない環境を目指す
個体数の管理	・地域個体群安定のために、年間捕獲上限数を設定(175頭)	・被害が顕在化していない令和元年度末の推定個体数(1,160頭)を維持するため、捕獲目標数を設定(年間241頭)	・継続的な捕獲の実施 ・新規コロニーの早期発見、早期除去 ・既存コロニーにおける個体数抑制	・原則、被害防除、移動放獣 ・対策実施後も被害が発生する場合にのみ、捕獲を検討	・群れの加害レベルに応じ、管理方法を使い分け、捕獲等の管理を実施	・豚熱の感染拡大防止に有効な個体数と農作物被害の発生が小さかった時期の個体数を考慮し、個体数を2,600頭程度に抑えるため、捕獲目標数を設定(7,500頭)
被害防除	・堅果類の豊凶調査に基づく出没予測 ・出没時のパトロール ・目撃痕跡情報の収集、周知	・農林業被害の未然防止 ・分布域拡大による被害拡大の防止 ・高山帯への侵入防止	・テグス張りや花火等による追い払い	・侵入防止柵の設置 ・移動放獣	・侵入防止柵の設置 ・花火や電動エアガンによる追い払い	・侵入防止柵の設置 ・地域リーダーの育成、研修会等の開催
生息環境管理	・奥山等生息環境整備 ・里山林等緩衝帯整備 ・河川敷等の移動経路の分断 ・放任果樹等の除去	・農耕地周辺への定着防止 ・高山帯への侵入防止	・テープ張等による営巣妨害 ・営巣木の伐採	・未収穫農作物等の誘引物の処理	・里山林等の緩衝帯の整備 ・未収穫農作物や放任果樹等の誘引物の処理	・耕作放棄地、里山林等の緩衝帯の整備 ・未収穫農作物等の誘引物の処理
その他	・警察等との連携に基づく、住宅地における迅速な捕獲の実施	・狩猟期間の延長(11/1~3/31) ・休猟区における特例措置(イノシシ、ニホンジカは捕獲可能) ・指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲を実施	・県境を越えた移動を行うため、広域的な連携が必要	・特別天然記念物であるため、捕獲については文化庁の許可が必要	・モニタリング調査の実施	・狩猟期間の延長(11/1~3/31) ・休猟区における特例措置(イノシシ、ニホンジカは捕獲可能) ・指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲を実施

2 次期計画策定にあたっての主な検討点

区分	ツキノワグマ	ニホンジカ	カワウ	カモシカ	(参考)ニホンザル	(参考)イノシシ
ポイント	・「捕獲上限数」から「捕獲目標数」への変更 ・ゾーニング区分の再整理と「管理強化エリア」の設定 ・軋轢を軽減するための生息環境管理・被害防除対策の検討 ・緊急銃猟制度の対応	・急増した個体数や、R4に初めて発生した農業被害への対応 ・目標達成に向けた施策・事業の設計、対策の優先順位付け	・ねぐらとコロニーの減少及び7月のカワウの総個体数増加傾向を踏まえた個体数管理の目標の見直し	・現行の計画を維持	・市街地等に出没した際の麻酔銃による捕獲対応 ・県西部での出没 ・生活環境被害の対応	・捕獲目標数を達成するため、捕獲圧の強化が必要